

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年6月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100202号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200006号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月31日から平成7年4月1日に訂正し、平成6年3月から同年9月までの標準報酬月額を20万円、平成6年10月から平成7年3月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成6年3月31日から平成7年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月31日から平成7年4月1日まで
年金記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成6年3月31日とされているが、その後も同社に継続して勤務していた。
請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における雇用保険の被保険者記録及び請求者が保管していた給料台帳並びに給料明細書によると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成7年3月7日付けで同日と記録され、同日に同社が全喪したと記録されていたが、その後、平成7年3月31日付けで、請求者の資格喪失日は、平成6年10月1日の定時決定を取り消した上で、平成6年3月31日に遡って訂正する処理を行っていることが確認できる。

また、上記遡及訂正処理が行われた平成7年3月31日において、当初、平成6年3月31日より後の日をA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日として記録されていた同僚が14人確認できるところ、このうち13人について、請求者と同様に、同喪失日を平成6年3月31日に訂正する処理を行い、他の一人については、厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日及び資格喪失日)を取り消す処理を行っていることが確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本によると、A社は、請求期間において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

加えて、上述のとおり、A社の当初の全喪処理は、平成7年3月7日に行われ、同月中の平成7年3月31日には、全喪日を平成6年3月31日とする遡及訂正処理が行われており、さらに、オンライン記録によると、同社が社会保険事務所(当時)に納付すべき保険料が不納欠損

として処理されていることが確認できることを踏まえると、これらの全喪処理及び全喪日の遡及訂正処理は、同社が保険料を滞納していたことを理由とする一連の処理であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、平成7年3月7日とする処理、及び同喪失日を平成6年3月31日に遡及して訂正する処理を行う合理的理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない上、当該不合理な遡及訂正処理を行った平成7年3月31日において、請求者が同社に勤務していたことが確認できることから、請求者に係る同喪失日については、その翌日の平成7年4月1日とすることが妥当である。

また、平成6年3月から平成7年3月までの標準報酬月額については、A社における遡及訂正処理前の標準報酬月額から、平成6年3月から同年9月までは20万円、平成6年10月から平成7年3月までは22万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100199号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200007号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年3月31日から同年4月1日に訂正し、昭和61年3月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで
昭和57年4月から昭和61年3月末日までB社が運営するA事業所にC職として勤務した。
昭和61年3月31日に退職した場合、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、その翌日の昭和61年4月1日となるはずであるが、年金記録では、昭和61年3月31日と記録されている。
当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を昭和61年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書及びB社から提出された「A事業所職員退職及び移動者名簿」により、請求者は、昭和61年3月31日にA事業所を退職していることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録における請求者の離職日は昭和61年3月31日であることから判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料はないものの、職員が退職する際の厚生年金保険料の控除について、3月31日に退職する場合は、3月分の厚生年金保険料を給与から控除する取扱いである旨回答している。

さらに、複数の同僚から、給与事務及び社会保険事務を担当していたとして名前が挙げられた同僚は、「請求者は昭和61年3月31日付で退職しており、昭和61年3月分の厚生年金保険料を給与から控除したと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における昭和61年2月の厚生年金保険の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和 61 年 4 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和 61 年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和 61 年 3 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合または厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。